

## 本市における政策医療の提供体制

	救急医療		小児救急医療	災害医療	周産期医療	高度・先進医療 (がん拠点)	感染症医療 (結核を含む)
	救命救急センター	救急告示病院					
内 容	<p>◆ 救命救急センター 救命救急センターとは、複数の診療領域にわたる重篤な救急患者を担当し、24時間365日の診療体制で急病、事故などによる救急患者に対応する医療機関で都道府県が指定した病院。</p> <p>現在、全国に280箇所以上(平成28年現在)が設置されている。</p> <p>救命救急センターは、救急医療体制の三次救急医療機関に該当する。</p> <p>※ 救急医療の提供体制の区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期救急医療機関 外来診療によって救急患者を担当する医療機関</li> <li>・ 二次救急医療機関 入院治療を必要とする重症救急患者を担当する医療機関</li> <li>・ 三次救急医療機関 複数の診療領域にわたる重篤な救急患者を担当する医療機関</li> </ul>	<p>◆ 救急告示病院 救急告示病院とは、救急病院等を定める省令に基づき、事故その他の理由による傷病者のうち、救急隊が緊急に搬送する必要があるものについて、収容及び治療を行う医療機関。省令の要件を満たした医療機関の協力申し出に基づいて知事が認定し、告示することとなっている。</p> <p>救急告示病院は、救急医療の提供体制の三次救急医療機関に該当する。</p>	<p>◆ 小児救急医療体制 北九州市内の小児救急医療体制は、市立八幡病院内の小児救急センターを軸として、市内の小児科標榜医療機関との連携を図り、北九州市域全体で小児患者を受け入れる体制となっている。</p> <p>◆ 小児救急センター (市立八幡病院内) 平成15年10月に市立八幡病院内に全国初となる小児救急センターを設置した。 小児救急センターは、24時間365日、軽症患者から重症患者まで受け入れができる体制をとっている。</p>	<p>◆ 災害拠点病院 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、DMA-T派遣機能、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する病院。</p> <p>原則として二次医療圏に1箇所設置される「地域災害拠点病院」と、都道府県に1箇所設置され、災害医療に関して都道府県の中心的役割を果たす「基幹災害拠点病院」とがある。</p>	<p>◆ 総合周産期母子医療センター 母体・胎児集中治療室(MFICU)を含む産科病棟及び新生児集中治療室(NICU)を含む新生児病棟を備え、ハイリスク分娩や高度な治療が必要な新生児などの受け入れを24時間体制で行う医療施設で、都道府県が指定した病院。</p> <p>◆ 地域周産期母子医療センター 産科及び小児科(新生児医療を担当するもの)等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為が可能な医療機関で、都道府県が認定した病院。</p> <p>※ 周産期医療 周産期とは、妊娠22週から出生後7日未満のことでのこの期間は、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性が高まるため、産科・小児科双方から一貫した総合的な医療体制が必要となる。これらの医療を周産期医療という。</p>	<p>◆ がん拠点病院 がん拠点病院とは、「質の高いがん医療」を全国どこでも提供できる体制を目指して、国や県が拠点として指定した病院。</p> <p>国が指定する各都道府県におけるがん医療の中心的な役割を担う「都道府県がん診療連携拠点病院」、地域の医療機関と連携を図り、地域におけるがん診療連携の拠点病院としての役割を果たす「地域がん診療連携拠点病院」、がん拠点病院のない地域の医療向上の役割を担う「地域がん診療病院」、県が指定する「県指定がん診療拠点病院」がある。</p>	<p>◆ 感染症指定医療機関 感染症指定医療機関とは、感染症に対応できる設備等を備え、感染症患者の診療を担当する医療機関として国や都道府県知事が指定した病院。</p> <p>新感染症、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症に対応する「特定感染症指定医療機関」、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症に対応する「第一種感染症指定医療機関」、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症に対応する「第二種感染症指定医療機関」がある。</p> <p>※指定医療機関に入院する際の感染症の分類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一類感染症 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そうなど</li> <li>・ 二類感染症 ジフテリア、SARS、MERS、結核など</li> <li>・ 新型インフルエンザ等感染症 新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ</li> </ul>
北九州市の状況	<p>福岡県では10箇所が救命救急センターに指定されており、うち本市は2箇所が指定されている。</p> <p><u>市立八幡病院</u> 北九州総合病院</p>	<p>福岡県では144病院が認定を受けており、うち本市は18病院が認定を受けている。</p> <p><u>市立八幡病院</u> 門司メディカルセンター 新小文字病院 小倉記念病院 新小倉病院 三萩野病院 健和会大手町病院 国立小倉医療センター 九州労災病院 東邦病院 北九州総合病院 製鉄記念八幡病院 済生会八幡総合病院 産業医科大学病院 JCHO九州病院 正和中央病院 戸畠共立病院 戸畠総合病院</p>	<p>市立八幡病院の小児救急センターを軸として、市内の小児科を標榜している医療機関と24時間体制の小児救急ネットワークを構築している。</p> <p><u>市立八幡病院</u> 国立小倉医療センター 北九州総合病院 JCHO九州病院</p>	<p>福岡県では基幹災害拠点病院が1箇所(九州医療センター)、地域災害拠点病院が28箇所で、うち本市は8箇所が指定されている。</p> <p>市立八幡病院は、市内の災害拠点病院の統括的機能を果たすドクターコマンダー(指揮官)の役割を担っている。</p> <p><u>市立八幡病院</u> <u>市立医療センター</u> 新小文字病院 健和会大手町病院 北九州総合病院 産業医科大学病院 JCHO九州病院 九州労災病院</p>	<p>総合周産期母子医療センターは、7箇所(福岡大学病院、久留米大学病院、聖マリア病院、九州大学病院、産業医科大学病院、市立医療センター、飯塚病院)が指定を受けており、本市では2箇所が指定を受けている。</p> <p>地域周産期母子医療センターは、5箇所(九州医療センター、福岡德州会病院、福岡市立こども病院、JCHO九州病院、国立小倉医療センター)が認定を受けており、本市では2箇所が認定を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合周産期母子医療センター <u>市立医療センター</u> 産業医科大学病院</li> <li>・ 地域周産期母子医療センター JCHO九州病院 国立小倉医療センター</li> </ul>	<p>都道府県がん診療連携拠点病院は、福岡県内に2箇所(九州がんセンター、九州大学病院)となっている。</p> <p>福岡県内に地域がん診療連携拠点病院は13箇所、県指定がん診療拠点病院は2箇所が指定を受けており、うち本市では4箇所が指定されている。</p> <p>地域がん診療病院は福岡県内に2箇所(福岡大学筑紫病院、朝倉医師会病院)となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域がん診療連携拠点病院 <u>市立医療センター</u> 産業医科大学病院 JCHO九州病院</li> <li>・ 県指定がん診療拠点病院 戸畠共立病院</li> </ul>	<p>福岡県では、第一種感染症指定医療機関は1箇所(福岡東医療センター)、第二種感染症指定医療機関は12箇所、第二種感染症指定医療機関(結核)は6箇所が指定されており、うち本市では2箇所が指定を受けている。</p> <p><u>市立医療センター</u> <u>市立門司病院(結核)</u></p>